

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人金沢大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第 64 条の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等の手続きに関し必要な事項を定める。

(出勤の確認)

第 2 条 職員は、始業時刻までに出勤し、出勤後直ちに別に定める出勤簿に押印するものとする。ただし、やむを得ない場合には、署名に代えることができる。

2 管理者(管理者から出勤状況を把握する権限の委譲を受けた者を含む。)が点呼、現認その他の方法によって職員の出勤状況を適正に把握できると学長が認める部署においては、前項の規定にかかわらず、出勤簿への押印等を廃止し、勤務実績記録(職員の出勤状況を記録した帳票をいう。)をもって出勤簿とすることができる。

(宿日直)

第 3 条 学長は、職員に対し、勤務時間以外又は休日に宿日直を命ずることがある。

2 宿日直に関し必要な事項は、別に定める。

(職員の勤務の免除期間)

第 4 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、就業規則第 25 条第 1 項の規定にかかわらず当該承認に係る期間の勤務を免除される。

(1) 勤務時間内レクリエーションへの参加を承認された場合

(2) 勤務時間内に組合交渉に参加することを承認された場合

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号。以下「均等法」という。)第 12 条の規定に基づき、勤務時間内に保健指導又は健康診査を受けることを承認された場合

(4) 均等法第 13 条の規定に基づき、通勤緩和、休憩等により勤務しないことを承認された場合

(5) 勤務時間内に総合的な健康診査(人間ドック)を受けることを承認された場合

(6) 自己啓発研修として承認された場合

(7) 国立大学法人金沢大学安全衛生管理規程第 30 条の規定により、伝染性疾病の感染拡大防止のために就業を禁止された場合

2 前項に規定する勤務の免除は、別に定める職務従事義務の免除に関する願書により行うものとする。ただし、前項第 5 号については、別に定める休暇簿により行うものとする。

(休日の振替)

第 5 条 就業規則第 51 条に規定する休日の振替は、別に定める休日等の振替及び 4 時間の勤務時間の割振り変更簿により行うものとする。

(代休日)

第6条 就業規則第52条に規定する代休日については、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内において、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の勤務時間が割り振られた勤務日(休日を除く。)を別に定める代休日指定簿により指定するものとする。

(特別の形態による勤務・変形労働時間制度)

第7条 就業規則第54条の2による特別の形態によって勤務する必要がある職員の始業・終業時刻及び休憩時間は、別表第1から別表第8のとおりとする。

(附属病院の周産母子センター、救急部及び集中治療部に勤務する医師の勤務時間)

第8条 附属病院の周産母子センター、救急部及び集中治療部に勤務する医師の勤務時間については、4週間に8日以上の日を設け、4週間を平均し1週間当たりの勤務時間が38時間45分を超えない範囲内において勤務時間を割り振る4週間単位の変形労働時間とする。この場合の始業・終業時刻、休憩時間及び起算日については、別表第3のとおりとする。

(附属病院の薬剤部、検査部、輸血部、放射線部及び栄養管理室に勤務する職員の勤務時間)

第9条 附属病院の薬剤部、検査部、輸血部、放射線部及び栄養管理室に勤務する職員の勤務時間については、4週間に8日以上の日(1週間当たりの勤務時間が38時間45分を超えない範囲内において休日を6日又は7日とすることがある。)を設け、4週間を平均し1週間当たりの勤務時間が38時間45分を超えない範囲内において勤務時間を割り振る4週間単位の変形労働時間とする。この場合の始業・終業時刻、休憩時間及び起算日については、別表第4から別表第6までのとおりとする。

2 就業規則第65条第2項に規定する育児短時間勤務制の適用を受ける者については、前項の休日の日数及び1週間当たりの勤務時間を当該職員の休日の日数及び1週間当たりの勤務時間に読み替えるものとする。

(附属病院の看護部に勤務する職員の勤務時間)

第10条 附属病院の看護部に勤務する職員の勤務時間については、就業規則第54条の2の適用を受けない職員と同じ日数の休日を設け、毎月1日を起算日とする1か月を平均し1週間当たりの勤務時間が40時間を超えない範囲内において勤務時間を割り振る1か月単位の変形労働時間とする。この場合の始業・終業時刻、休憩時間及び起算日については、別表第7のとおりとする。

2 就業規則第65条第2項に規定する育児短時間勤務制の適用を受ける者については、前項の休日の日数及び1週間当たりの勤務時間を当該職員の休日の日数及び1週間当たりの勤務時間に読み替えるものとする。この場合の始業・終業時刻、休憩時間及び起算日については、1週間当たりの勤務時間が23時間15分の者は別表第7、20時間及び25時間の者は別表第7—2のとおりとする。

(附属病院のME機器管理センターに勤務する職員の勤務時間)

第10条の2 附属病院のME機器管理センターに勤務する職員の勤務時間については、就業規則第54条の2の適用を受けない職員と同じ日数の休日を設け、毎月1日を起算

日とする1か月を平均し1週間当たりの勤務時間が40時間を超えない範囲内において勤務時間を割り振る1か月単位の変形労働時間とする。この場合の始業・終業時刻、休憩時間及び起算日については、別表第8のとおりとする。

- 2 就業規則第65条第2項に規定する育児短時間勤務制の適用を受ける者については、前項の休日の日数及び1週間当たりの勤務時間を当該職員の休日の日数及び1週間当たりの勤務時間に読み替えるものとする。

(変形労働時間制の適用除外)

第11条 職員の管理監督にあたる職員及び妊産婦で夜勤を免除された職員その他の特別の形態による勤務を要しない職員で別に定めるものについては、前4条の規定は適用しない。

(時間外、休日労働)

第12条 就業規則第56条の規定により、勤務時間外又は休日に労働を命ずる場合は、別に定める時間外・休日労働命令簿を作成するものとする。

- 2 職員の勤務時間外又は休日における労働を管理するために設置されている勤怠管理システムを使用している部署にあっては、時間外・休日労働命令簿の作成に代え、職員が当該システムへの入力をもって勤務時間外又は休日における労働を申告し、勤務時間管理員が当該申告内容を確認することによって前項の命令に代えるものとする。

(年次有給休暇)

第13条 職員は、就業規則第60条の規定により、年次有給休暇を取得する場合には、あらかじめ別に定める休暇簿により届け出るものとする。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができない場合には、事後速やかに届け出るものとする。

- 2 就業規則第60条第3項の規定する地方公務員等とは、地方公務員のほか、次に掲げるものをいう。

(1) 行政執行法人の職員

(2) 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫の職員

(3) 業務が国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人の職員

(病気休暇)

第14条 職員は、就業規則第61条に規定する病気休暇を請求する場合は、別に定める休暇簿により届け出るものとする。ただし、1週間を超える場合には、医師の診断書を添付するものとする。

なお、当該休暇の期間が終了し、引き続いて病気休暇を請求する場合も同様とする。

(特別休暇)

第15条 職員は、就業規則第62条に規定する特別休暇を請求する場合は、別に定める休暇簿により届け出るものとする。

- 2 特別休暇を請求する場合には、必要に応じて、その請求事由、期間等を確認することができる書類を添付するものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、勤務時間等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第11条による変形労働時間制度に係る別表第9から別表第11までの規定は、平成16年3月28日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 8 条による変形労働時間制度に係る別表第 3 の規定のうち職員の区分が附属病院の救急部に勤務する医師については平成 25 年 4 月 18 日から、職員区分が附属病院の周産母子センターに勤務する医師については平成 25 年 4 月 11 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。